

第5部 放射性物質・危険物等事故対策編

第1章 予防

第1節 事業所等に対する防災体制の強化

計画の目的

危険物等事故の未然防止のため、事業者等は、施設の安全性の確保や応急対策への準備活動、訓練の実施等に努める。

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

1 保安体制の整備

- (1) 事業者は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の遵守、活断層の可能性のある箇所、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。
- (2) 町・関係各機関及び事業者は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。また、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の確保に努める。

第2 情報収集・伝達体制の整備

1 情報の収集・伝達

- (1) 町及び関係各機関は、各機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- (2) 町及び関係各機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。
- (3) 町は情報の共有化を図るため、関係各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

2 機動的な情報収集

- (1) 町及び関係機関は機動的な情報活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ映像伝送システム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
- (2) 町及び関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

3 多様な情報収集体制の整備

町及び関係機関は、民間企業、報道機関、町民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

4 通信の確保

町及び関係機関は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策

を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

第3 災害応急対策への備え

1 職員の体制

町は、関係各機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2 防災関係機関との連携

(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町及び消防機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

(2) 町は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。

(3) 町は自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

3 救助・救急、医療及び消防活動（危険物流出対策含む）への備え

(1) 救助・救急活動への備え

① 町及び消防機関は、救助工作車、救急車、照明車等及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材の整備に努める。

② 町は関係機関と、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

(2) 医療活動への備え

① 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

町及び事業者は、あらかじめ医療機関・消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

② 医薬品、医療機器類、医療資機材等の備蓄

町は、日本赤十字社栃木県支部及び医療機関との連携を図り、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、整備計画等に基づく応急救護用医薬品、医療機器類、医療資機材等の備蓄に努める。

(3) 消火活動への備え

① 資機材等の整備促進

町及び事業者は、各々の整備計画に基づいた危険物の種類に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

② 消防体制の整備

町は平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、

消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 緊急輸送、代替輸送への備え

① 災害時の道路交通管理体制の整備

町は信号機・情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

② 交通規制・誘導

町は、災害時の交通規制・誘導を円滑に実施できるよう体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対応業務に関する協定等の締結に努める。

また、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

4 避難収容活動への備え

(1) 避難場所・避難所

町は、都市公園、河川敷、公民館、学校公共的施設等を対象に、避難場所・避難所をあらかじめ指定し、町民への周知徹底に努める。

また、避難場所・避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(2) 避難誘導への備え

町は指定した避難場所・避難所や避難経路について、日頃から町民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、高齢者・障害者その他のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

(3) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

① 防除資機材等の整備

町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

② 関係機関の協力体制の整備

ア 町は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

イ 町は関係機関の協力のもとに、各々の整備計画に基づく事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

ウ 町は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

第4 防災意識の高揚、訓練の実施

1 防災知識の普及啓発

町は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、町民に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動等、防災意識の普及啓発を図る。

また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配付するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

2 防災訓練の実施

町は事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

3 避難行動要支援者の支援体制の整備

町は防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、妊産婦、外国人、乳幼児等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策

計画の目的

R I（放射性同位元素：radioisotope）施設の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

第1 事業者の対策

放射線障害防止法、医療法及び医薬品医療機器等法の法令を遵守し、常に安全の確保を図る。

第2 町、県の対策

町及び県（県民生活部）は、事業者からの届出等も参考に事業者との連携を密にし、情報の把握に努めるとともに、消防機関とも連携をとりながら、「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に沿った適切な対応ができるよう準備を進める。

第3 消防機関等の対策

1 被ばく防護資機材等の整備

放射線危険区域の設定等の判断のため、放射線検出体制及び連携方法について事業者とあらかじめ協議するとともに、放射線測定機器・防護服等の被ばく防護資機材等の整備を進める。

2 厳重な被ばく管理

活動した職員については、健康管理の面から一定量以上の被ばくをしないように厳重な被ばく管理を行う必要があるため、あらかじめ被ばく管理者を選任し、被ばく管理用の書類の作成・管理を行う。

3 汚染検査の実施

汚染検査が効果的に行えるよう、汚染検査は事業者等に依頼し、あらかじめ検査場所、検査担当要員、検査資機材について定めておく。

4 除染の効果的实施

除染が効果的に行えるよう、除染は事業者等に依頼し、あらかじめ除染場所、除染担当要員、除染資機材・除染剤、汚染された装備・資機材の管理、汚染物の処理について定めておく。

5 訓練の実施

事業者等関係機関と協力して、共同訓練の実施に努め、訓練終了後は必要に応じ専門家も活用し、訓練の評価を行う。

第3節 放射性物質運搬事故予防対策

計画の目的

放射性物質運搬の事故防止（特に、核燃料物質）のため、事業者等は、安全管理を徹底し、訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

第1 原子力事業者等の対策

原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、

- ① 国、最寄りの警察、消防機関への迅速な通報
- ② 消火、延焼防止の措置
- ③ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外の立ち入りを禁止する措置
- ④ モニタリングの実施
- ⑤ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- ⑥ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- ⑦ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ⑧ その他核燃料物質等による災害の防止のために必要な措置といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、原子力事業者等は、運搬中の事故により原子力災害対策特別措置法第10条第1項あるいは第15条に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合、原子力防災管理者を通じ、国、県、事故発生場所を所轄する市町村、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

第2 消防機関の対策

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県及び消防庁に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第4節 石油類等危険物事故予防対策

計画の目的

危険物の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、町民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

第1 事業者の対策

- (1) 危険物施設の巡視・点検・検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- (2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- (3) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備の他、従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (5) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (6) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員・防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

第2 消防機関等の対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (3) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- (4) 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。
 - ① 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
 - ② 危険物施設における貯蔵、取扱いについての安全管理状況の検査
- (5) 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- (6) 整備計画等に基づく化学消防自動車等の整備に努める。

第5節 ガス事故予防対策

計画の目的

ガス事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、町民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

第1 LPガス・一般高圧ガス

1 販売事業者・保安機関・充てん事業者（以下「販売事業者等」という。）の対策

(1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

- ① LPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、耐震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。
- ② ガス設備の法定の点検・調査を徹底し、常に安全に使用できるよう努める。
- ③ 事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

(2) 災害予防体制の強化

- ① 従業員の資質向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させる。
- ② ガス漏洩事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動態勢を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。
- ③ 容器の二段積みを避けるとともに、転倒・転落防止の措置をするなど、容器置き場の適正な管理を徹底する。
- ④ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

2 高圧ガス所有者等（以下「高圧ガス事業者」という。）の対策

(1) 災害予防措置の実施

- ① 定期的に貯槽の沈下状況の測定を行い、その結果により貯槽の不同沈下の軽減を図るとともに、緊結ボルトの増締め等適切な措置を講じる。
- ② 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強する。基礎は耐震上有害な歪みが生じないように不同沈下の軽減を図るなどの措置を講じる。
- ③ 消火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するなど安全対策を推進する。
- ④ 多数の容器を取り扱う施設は、ホームのブロック化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図るとともに、二段積みを避ける。

- ⑤ 防災資機材、緊急点検に必要な資機材の整備を充実強化する。
 - ⑥ 緊急時に優先して点検を行う高圧ガス設備をリストアップし、速やかに点検できる体制を整備する。
 - ⑦ 高圧ガスのうち可燃性ガス、毒性ガス、酸素を移動する際には、運転者は必ずイエロー・カード（事故時の措置・連絡用資料）を携帯する。
また、移動開始前には必ず安全装置の作動状況、配管等からのガスの漏洩等の異常の有無等を点検するとともに、移動経路において応援を受けるための措置として災害時応援要請事業所の確認等を必ず実施する。
- (2) 災害予防体制の強化
- ① 保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。
 - ② 自衛消防組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

第6節 火薬類事故予防対策

計画の目的

火薬類の事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、町民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

第1 事業者の対策

事業者は、火薬類による危害を防止するため、その取扱いにかかる技術基準を遵守し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

第7節 毒物・劇物事故予防対策

計画の目的

毒物・劇物事故防止のため、事業者等は、安全管理の徹底や訓練の実施、関係行政機関は、安全指導の徹底に努める。

特に、町民への啓発活動の充実や事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

第1 事業者の対策

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、危害防止規定を整備し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

第2 町及び県、関係機関の対策

町は県、消防本部、医療機関等と協力して、有毒物質による事故対策を迅速・的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第2章 応急対策

第1節 活動体制の確立

計画の目的

危険物等の事故災害発生時、町は応急対策活動を迅速・的確に実施するため、事故の規模に応じた活動体制と職員の参集体制を確立するとともに国、県、防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 初動体制の整備

1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、危険物等事故災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様	体制の概要	備考
災害警戒本部体制 (第2配備体制)	①危険物等事故災害により多数の死傷者等が発生するおそれのある場合 ②漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合	災害警戒本部を設置し、危険物等事故災害の拡大を防止するため、必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	地域安全課及び関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。
災害対策本部体制 (第3配備体制)	①危険物等事故災害により多数の死傷者が発生した場合 ②漏洩物により相当の被害が発生した場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	地域安全課及び関係職員は、直ちに登庁し、災害応急対策を実施する。

第2 危険物等事故災害発生時の措置

1 災害警戒本部の設置

副町長は、次の設置基準に該当するとき、高根沢町災害対策本部運営要領第7条の規定による災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

- ① 危険物等事故災害により多数の死傷者発生のおそれのある場合
- ② 漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合
- ③ その他副町長が必要と認めた場合

(2) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、震災対策編第2章に準じる。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ① 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき
- ② 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
- ③ 災害対策本部が設置されたとき

2 災害対策本部の設置

町長は、次の基準に該当するとき、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の規定により、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部設置の基準

- ① 危険物等事故災害により多数の死傷者等が発生した場合
- ② 漏洩物により相当の被害が発生した場合
- ③ その他町長が必要と認めた場合

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、震災対策編第 2 章に準じる。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、危険物等事故災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

第 3 県への支援要請

災害対策本部長（町長）は、緊急な支援が必要と判断した場合、知事に対し要請を行う。

町は県による支援がスムーズに行えるよう町内における被害情報の収集を行うとともに、情報の提供を行う。

第 2 節 災害救助法の適用

本節については、「震災対策編 第 2 章 震災応急対策 災害救助法の適用 第 5 節」を準用する。

第3節 災害拡大防止対策

計画の目的

危険物等の事故災害発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

第1 災害の拡大防止活動

- (1) 事業者は、危険物等の事故災害時に的確に応急点検及び応急措置等を講じる。
- (2) 町及び関係各機関は、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を実施する。

第2 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動

1 交通の状況の把握

町及び関係各機関は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制・誘導

町、警察及び道路管理者は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

また、交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

第3 危険物等の大量流出に対する応急措置

町及び関係各機関は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

第4 避難対策

危険物等事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う避難対策は、「震災対策編 第2章 震災応急対策 避難対策 第6節」を準用する。

第4節 救助・救急、医療及び消火活動

計画の目的

関係機関は連携して、救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。
また、危険物等の事故災害発生時には、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

第1 救助・救急活動

- (1) 町及び県（県民生活部）は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。
また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第2 医療活動

医療機関は、負傷者等に対する医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第3 消火活動

- (1) 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 町は、必要に応じ、関係機関との総合調整や及び他の機関への応援依頼等を行う。

第5節 広報対策

計画の目的

町や関係機関は、町民に対し迅速かつ的確に災害に関する広報活動を行い、町民の不安解消を図る。

第1 情報発信

町及び関係各機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、情報の公表・広報活動の際、その内容について相互に連絡し、連携を図る。

第2 関係者からの問い合わせに対する対応

町及び事業者等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第6節 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策

計画の目的

R I（放射性同位元素：radioisotope）施設の事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、警察、消防に通報する。

(2) 町及び消防本部の状況報告

町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

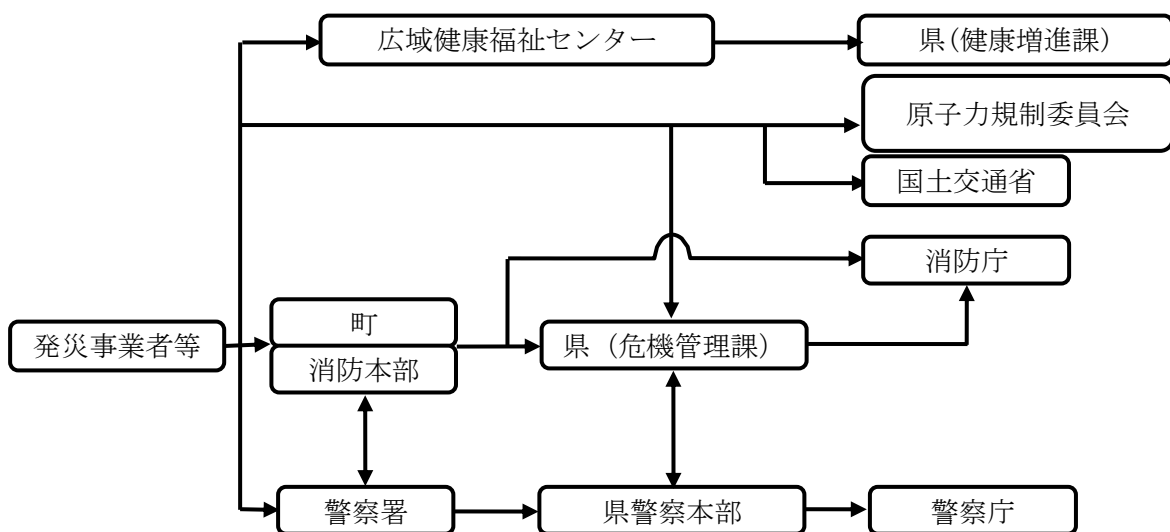
(3) 町の情報収集・伝達

町は、県からの情報を関係機関に連絡する。

また、町は関係各機関と相互に連携して情報を収集するとともに、状況に応じて県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察等の要請を行い、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係各機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

R I 施設における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者の対策

R I 等取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県（県民生活部）、町及び警察に連絡する。

第3 県等の対策

- (1) 県（環境森林部・保健福祉部）は、放射性物質の拡散等について、保健環境センター等で常時行っているモニタリング調査の測定結果を消防機関等に提供する。
- (2) 県（保健福祉部）は、広域健康福祉センターに配備されているサーベイメータや消防本部（局）等から貸与されたものにより、周辺地域の放射線量の測定を行い、その情報を速やかに提供する。
- (3) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、R I 等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第4 町、消防機関の対策

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、R I 等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。
- (2) 管理区域内における注水は、放射性物質の飛散を招くおそれがあるため、消防機関は、施設関係者と連携をとりながら状況の把握に努め、棒状注水を避け、低速噴霧注水でかつ必要最小限の水量とする。
- (3) 消防機関は、汚染水による身体汚染を防止するため、防水性を有する防護服等を装着するなど隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意し、応急活動を実施する。
- (4) 町は、住民の安全と健康を守るため、住民への情報の提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する。

第7節 放射性物質運搬事故応急対策

計画の目的

放射性物質運搬事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、警察、消防に通報する。

(2) 町及び消防本部の状況報告

町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

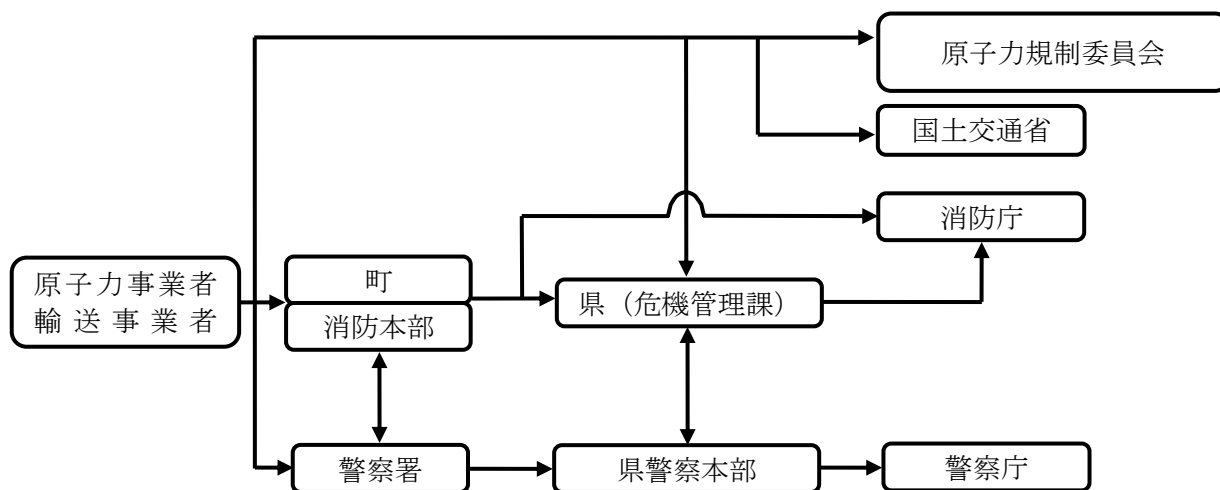
(3) 町の情報収集・伝達

町は、県からの情報を関係機関に連絡する。

また、町は関係各機関と相互に連携して情報を収集するとともに、状況に応じて県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察等の要請を行い、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係各機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

放射性物質運搬時における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者の対策

- (1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）発見後又は発見の通報を受けた場合、国・県・事故発生場所を所轄する市町村・

警察機関・消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

- (2) 原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止・救出・避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

第3 県等の対策

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第4 町・消防機関の対策

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を町及び県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら原子力事業者等に協力して、火災の消火・救助・救急等必要な措置を実施する。

町は、町民の安全と健康を守るため、町民への情報の提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する

第8節 石油类等危険物事故応急対策

計画の目的

石油类等危険物事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町・警察・消防に通報する。

(2) 町及び消防本部の状況報告

町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

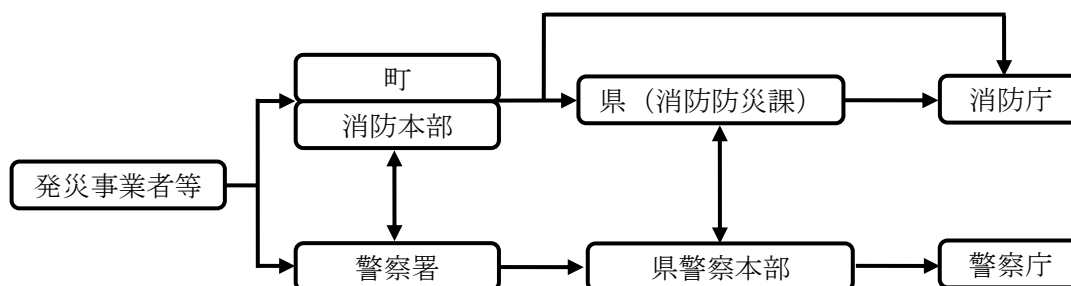
(3) 町の情報収集・伝達

町は、県からの情報を関係各機関に連絡する。

また、関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、状況に応じて県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察等の要請を行い、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

石油类等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 火災・爆発応急対策

1 危険物取扱事業所等の対策

(1) 災害が発生した場合、町及び県・消防・警察等関係機関に速やかに通報し、

協力体制を確立する。

- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設・関連施設の点検を実施する。
- (4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (5) 地域住民の安全を図るため発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 県・警察の対策

県（県民生活部）及び警察は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、警察は、必要に応じ危険区域への立入制限・交通規制を行う。

第3 漏洩応急対策

1 危険物取扱事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合、町及び県・消防・警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害が発生時には直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- (4) 事故の発生状況・危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 県・警察の対策

- (1) 県（県民生活部）及び警察は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県は、水質汚染状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供するとともに、事業者への必要な指導を行う。

3 河川管理者等の対策

- (1) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。
- (2) 県は、水質汚染状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供するとともに、事業者への必要な指導を行う。

4 町及び消防機関の対策

- (1) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

(2) 消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。

また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

(3) 町は被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

第9節 ガス事故応急対策

計画の目的

ガス事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町・警察・消防に通報する。

(2) 町及び消防本部の状況報告

町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

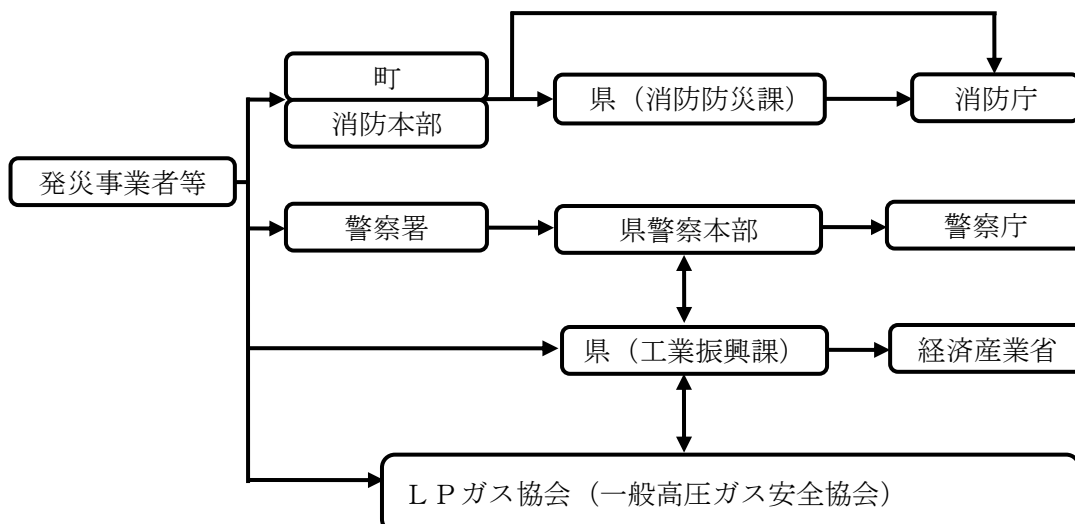
(3) 町の情報収集・伝達

町は、県からの情報を関係機関に連絡する。

また町は関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、状況に応じて県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察等の要請を行い、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 LPガス・一般高圧ガス

1 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

(1) 速やかな応急措置の実施

- ① 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。
- ② 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、町及び県、消防本部、警察及びLPガス協会等関係機関に速やかに通報する。

(2) 応援・協力

- ① 販売事業者等は、応急措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。
- ② LPガス協会各支部内での対応が困難な場合は、LPガス協会は、応援・協力について調整を行い、的確な応急措置・復旧措置を講じる。
- ③ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、LPガス協会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。
- ④ LPガス協会等防災関係機関は、協力要請に基づき、消防本部・警察署等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

2 県・警察の対策

- (1) 県（県民生活部）及び警察は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県（県民生活部・産業労働観光部）は、被害の状況や応急対策の活動状況等を常時把握し、関係機関と連絡を取りながら、必要に応じて防災資機材の調達、県保有の化学消火薬剤の支援を行う。
- (3) 県（環境森林部）は、特定物質（大気汚染防止法）による事故について町を支援し、周辺の大気の状態等を監視し、事業者等への必要な指導を行う。

3 町及び消防機関の対策

- (1) 町は被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報・避難誘導を行う。
- (2) 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動・注水冷却措置等必要な措置を講じる。
- (3) 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第10節 火薬類事故応急対策

計画の目的

火薬類事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町・警察・消防に通報する。

(2) 町及び消防本部の状況報告

町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

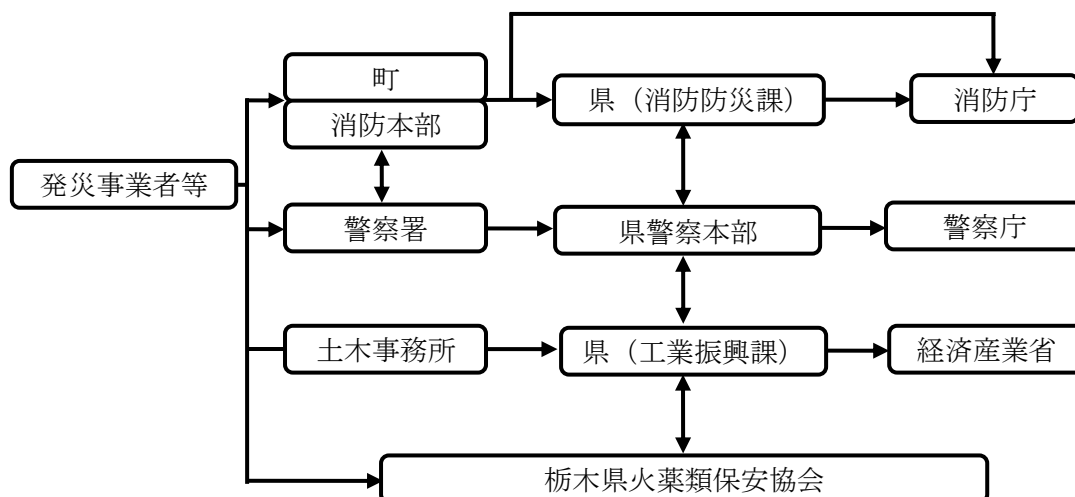
(3) 町の情報収集・伝達

町は、県からの情報を関係各機関に連絡する。

また、町は関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、状況に応じて県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察等の要請を行い、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者等の対策

- (1) 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異状を呈した火薬類等は廃棄する。

第3 県・警察の対策

- (1) 県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県（県民生活部・産業労働観光部）は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握するとともに、必要な被害規模に関する概括的な情報の把握に努め、町へ県が実施する応急対策の活動状況等を連絡するなど警察や消防関係機関等と密接な連携の下、事業者等に対し、適切な応急措置のための指導助言を行う。

第4 町の対策

災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

第11節 毒物・劇物事故応急対策

計画の目的

毒物・劇物事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町・警察・消防に通報する。

(2) 町及び消防本部の状況報告

町及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）に報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

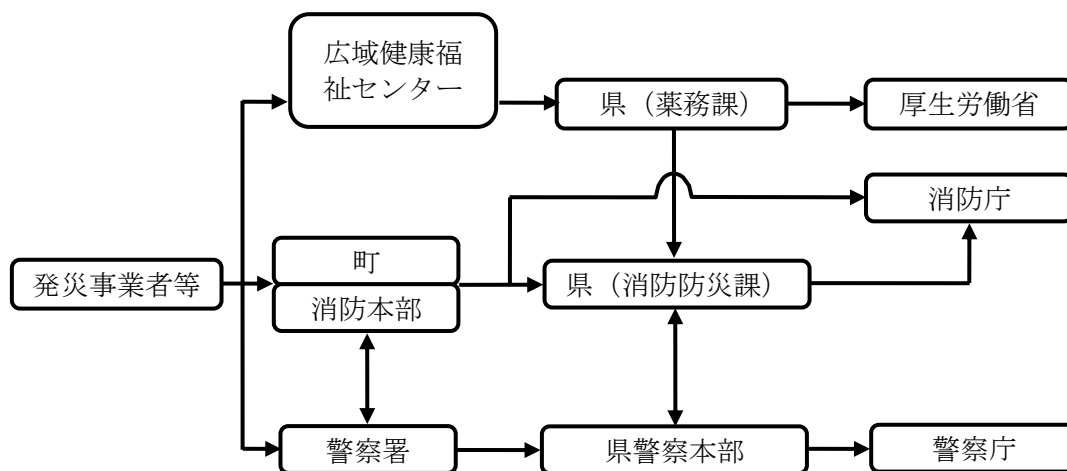
(3) 町の情報収集・伝達

町は、県からの情報を関係機関に連絡する。

また、町は関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、状況に応じて県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察等の要請を行い、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者等の対策

- (1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、町及び県・消防本部・警察等へ通報する。
- (2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

第3 県・警察の対策

- (1) 県（県民生活部・保健福祉部）は、災害の状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携して事業者に対して必要な措置の実施を指導する。
- (2) 県（保健福祉部）は、状況に応じて医療機関へ連絡し、毒物・劇物の化学的特性に関する情報提供を行う。
- (3) 県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (4) 県（環境森林部）は、大気汚染及び水質汚濁の状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供するとともに、事業者等への必要な指導を行う。

第4 町の対策

- (1) 状況により周辺住民への周知、避難勧告、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。
- (2) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第3章 復旧

第1節 復旧

計画の目的

被害を受けた施設等の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、早期に復旧事業を実施する。

第1 復旧

町及び県(各部局)、事業者等は、危険物事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

また、復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明示する。